

平成27年度 県土整備委員会（所管事項説明）

平成27年5月22日（金）

[委員会の概要 県土整備部関係]

井川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時40分）

これより、県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の所管事務について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【所管事項及び重点事業の説明】（資料①）

【報告事項】

- 平成27年度入札・契約制度の改正及び運用の改善について（資料②）
- 加賀須野橋の動作不良対策の完了について
- 川崎市で発生した簡易宿所火災への県の対応について
- 那賀川事前防災行動計画（タイムライン）【案】の策定について（資料③）
- 旧吉野川流域下水道管渠破損事故の復旧完了について（資料④）
- 徳島阿波おどり空港の機能強化に関する調査結果の概要について（資料⑤）

小林県土整備部長

それでは、県土整備部関係の所管事項につきまして御説明申し上げます。

最初に、県土整備部の組織及び機構についてでございますが、お手元の委員会資料で御説明させていただきます。今年度の組織・機構改革におきまして、陸・海・空、総合交通ネットワークの更なる進化を図るため、ハード・ソフト両面から、より一層戦略的かつ一体的に推進する組織として、新たに運輸戦略局を設置するとともに、昨年8月の豪雨災害を踏まえました河川対策を推進するため、河川振興課を河川整備課に改組いたしました。

これによりまして、資料1ページから2ページに記載しておりますとおり、県土整備部は、県土整備政策課など10課と、運輸戦略局と東部県土整備局で構成されており、職員総数514名で、県土整備行政の推進に当たっております。

続きまして、本年度の県土整備部予算について御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。県土整備部の平成27年度一般会計当初予算につきましては、骨格予算であることから、人件費などの義務的経費や継続的に要する経費について所要額を計上しております。

特に、公共事業につきましては、県土強靱化や土木施設の老朽化対策を推進するため、骨格予算でありながら、総額で対前年度比5割以上の規模を確保したところでございます。

さらに、きめ細かな実施が可能であり、地域への経済波及効果も高い県単公共事業費と県単維持補修費につきましては、対前年度比100%を計上したところであります。

表の下から3段目、計の欄を御覧ください。

左から2列目の平成27年度当初予算額欄に記載しておりますとおり、県土整備部合計で、336億4,235万3,000円を計上しており、前年度当初予算額に比べますと63.5%となっております。

次に、4ページをお開きください。特別会計の歳入歳出予算額でございます。

公用地公共用地取得事業特別会計など四つの特別会計で、合計64億2,927万6,000円を計上しております。

5ページを御覧ください。継続費の状況でございます。

一般会計で、道路整備課の所管する出合大橋上部工架設事業につきまして、総額欄に記載のとおり、27億円の継続費を設定しております。

続いて、6ページをお開きください。繰越明許費の状況でございます。

一般会計は、総額で、228億2,975万6,000円、特別会計は3会計で、それぞれ記載のとおり、繰越明許費について、先の県議会2月定例会において、御承認いただいたところであります。

これらの事業につきましては、議決以降におきましても、年度内の事業進捗と繰越額の縮減に努めるとともに、今年度におきましても、早期完成に向け、鋭意取り組んでいるところでございます。

7ページを御覧ください。債務負担行為の状況でございます。

徳島県土地開発公社の開発事業資金債務保証及び用地取得等契約などにつきまして、記載しました額の債務負担行為を設定しております。

8ページをお開きください。地方債の状況でございます。

流域下水道事業及び港湾等整備事業の特別会計で、事業の推進のため、それぞれ記載の地方債をお認めいただいております。

9ページを御覧ください。ここから、県土整備部の重点事業について御説明いたします。

県土整備部におきましては、安全・安心対策の推進、経済・雇用対策の推進、宝の島・とくしまの実現を三つの柱といたしまして、主要施策を展開しております。

まず、第1の安全・安心対策の推進でございます。南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害から県民の命と暮らしを守るため、災害に強いまちづくりを目指し、国土強靱化地域計画に基づき、県土強靱化を着実に推進することとしており、（1）命の道の整備や橋梁耐震化などの防災・減災対策、（2）河川・海岸・港湾の地震・津波対策などを、引き続き重点的に進めてまいります。

続いて、10ページをお開きください。

2の浸水被害や土砂災害を未然に防ぐ災害予防の強化といたしまして、昨年8月豪雨により、甚大な浸水被害が発生いたしました那賀川の対策を加速するなど、浸水被害の軽減を図る河川改修事業等を実施するとともに、土砂災害から尊い命を守るため、土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定に向けた基礎調査を加速してまいります。

また、今後、老朽化が急速に進みます道路や河川、港湾などの公共土木施設につきましては、日常点検や適切な維持補修を行うとともに、公共施設等総合管理計画に基づく戦略的な維持管理・更新等の長寿命化対策を行うことで、県民の安全・安心を確保してまいります。

11ページを御覧ください。4の（2）に記載しております、孤立化対策となる生命線道路の整備として、災害時に交通やライフラインの途絶が発生しないよう、危険箇所の落石対策や倒木対策等を進めてまいります。

次に、第2の経済・雇用対策の推進でございます。

消費税の増税以降、県内の景気回復が遅れていること等を踏まえ、切れ目のない対策を迅速かつ的確に講じるなど、地域経済や県民生活を支える経済・雇用対策を積極的に推進してまいります。

まず、陸・海・空の連携による利用促進キャンペーン事業を展開いたしまして、高速道路やフェリー等の更なる利用促進を図るとともに、本県への観光誘客に繋げてまいります。

また、2の産業・経済のグローバル化への対応といたしまして、徳島小松島港における外国クルーズ客船の寄港促進や徳島阿波おどり空港における国内定期路線の充実・強化等、港湾や空港の更なる利用促進に努めてまいります。

12ページをお開きください。

3、地域資源の活用による地域の活性化といたしまして、（3）に記載しております、道の駅の整備・充実を図るとともに、地域の個性や魅力を活かしたイベント等を実施するなど、道の駅を拠点といたしました地方創生の取組を進めてまいります。

また、4、地域雇用や地域防災力を支える建設産業への支援といたしまして、県内企業への優先発注の推進、ダンピング対策や総合評価落札方式等の推進など、引き続き、入札・契約制度の見直しを行ってまいりますとともに、広く県民に建設産業の魅力を発信し、建設産業の担い手の確保・育成を図ってまいります。

13ページを御覧ください。

最後に、第3、宝の島・とくしまの実現でございます。陸・海・空、全ての交通体系が飛躍的な進化を遂げました平成26年度のエポックメイクの年の成果を土台に、本県の次なる飛躍を図るため、一步先の未来を見据えて、先手を打っていく取組を着実に進めていくこととしております。

まず、1、陸・海・空交通体系の更なる進化といたしまして、四国横断自動車道や地域高規格道路等の整備を促進するとともに、観光振興に資するアクセス整備を実施するなど、広域交通ネットワークの整備を推進してまいります。

また、徳島小松島港沖洲（外）地区における複合一貫輸送ターミナルの供用を図るなど、港湾整備を推進するとともに、安定した航空機や旅客の受入態勢の確保を図るため、徳島阿波おどり空港の機能強化の取組を進めてまいります。

続きまして、14ページをお開きください。

2、国土軸のリダンダンシーの確立に向けた取組といたしまして、四国新幹線の導入促進に向けた取組を推進するとともに、次のDMV導入による阿佐東線の活性化や、公共交通機関の利用促進に努めてまいります。

また、あわ産LED道路照明灯の導入を加速し、土木施設の省エネルギー化を推進するとともに、昨年5月に本県で開催されました全国みどりの愛護のつどいを契機といたしました、官民協働による緑化運動や、障がい者、高齢者を問わず、全ての人が安全・快適に暮らせるユニバーサルなまちづくりを推進してまいります。

以上、県土整備部の重点事業について御説明申し上げます。

これで、総括的な説明を終わらせていただきます。

続きまして、6点、御報告させていただきます。

第1点目ですが、平成27年度入札・契約制度の改正及び運用の改善についてでございます。お手元の別添資料その1を御覧ください。入札・契約制度につきましては、徳島県入札監視委員会・入札制度検討部会からの提言、県議会での御論議を踏まえまして、お手元に配布の資料その1のとおり、4月に改正いたしました。

その主なものでございますが、1の建設産業の担い手の確保・育成といたしまして、最近の建設労働者の不足、特に若年労働者が減少し、高齢化が進行している状況を踏まえまして、（1）経営事項審査における若年者雇用の評価といたしまして、新たに若年技術職員の雇用を評価に加えるとともに、（2）格付けにおける女性・新規雇用の評価といたしまして、女性職員の雇用評価の新設や、県内の学校に限っておりました新卒者の雇用評価を、県外の学校に拡大し、UIJターン就職の促進を図ることといたしました。

また、（3）社会保険等未加入対策といたしまして、就労環境悪化による建設業離れの改善を図るため、入札参加者や一次下請業者に対しまして、雇用保険、健康保険、厚生年金保険への加入を確認することといたしました。

さらに（4）総合評価落札方式の充実や、次のページに移りまして、（5）技術者等の交代要件の緩和など、担い手の確保・育成に向けて、制度の充実を図っております。

次に、2の地域を支える建設企業の適正な評価といたしまして、（1）経営事項審査における建設機械の評価では、評価対象に、災害時に使用が見込まれる3機種を追加するとともに、（2）格付けにおける防災活動の評価では、昨年県内を襲った台風や大雪災害時に地元企業が対応した経緯を踏まえまして、県の要請による活動やボランティア活動などの防災活動で地域に貢献した企業を評価することといたしました。

次に3の円滑な事業執行への対応といたしまして、①受注者が工事着手日を選択できる工事着手日選択工事の試行や④企業が適正な利潤や人材育成・確保に係る費用を確保できるよう、積算基準における諸経費率の臨時改定などに取り組んでおります。

3ページに移りまして、4の企業の負担軽減等といたしまして、（1）入札等支援や、（2）電子化支援など、引き続き、きめ細やかに支援を行ってまいります。

最後に5の県内企業の活用推進では、①県内企業への優先発注や②県内産資材調達の推進に積極的に取り組んでまいります。

入札・契約制度の運用に当たりましては、建設産業の担い手の確保・育成に加えまして、地域経済の活性化や地域の雇用確保などに配慮いたしながら、今後とも検証を加え、不断の見直しに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、第2点目でございますが、加賀須野橋の動作不良対策の完了についてでございます。配布資料はございません。口頭で御説明をさせていただきます。

5月11日に今切川に架かる可動橋であります加賀須野橋の橋桁が上がったままの状態になりまして、午前の10時から夕方の16時50分までの通行止めにより、皆様に御不便をおかけするといった事態が発生いたしました。

あらゆる面から調査を行った結果、操作卓のスイッチの一時的な接触不良により、上昇

信号が出続けたことが原因と判明いたしました。

このため、19日までにすべてのスイッチの交換を行い、動作テストを繰り返し、昨日までに異常が無いことを確認いたしましたことを御報告いたします。

引き続き、非常時操作や連絡体制の強化を図りまして、安全な運用に努めてまいります。

第3点目も、配付資料はございませんが、川崎市で発生いたしました簡易宿所火災への県の対応についてでございます。

5月17日未明に川崎市の簡易宿所におきまして発生した火災により、多数の死傷者がでました。

これを受けまして、5月18日付けで国土交通省から簡易宿所に対する違反对策等の指導の徹底を図るよう通知がございました。

このため、県といたしましては、国が対象としております簡易宿所に加え、定員が50名以上の簡易宿所につきまして、5月25日から、防災査察を実施することといたします。

対象施設は、県内にある簡易宿所137施設のうち、29施設となります。

続きまして、第4点目になります。お手元の資料その2を御覧ください。那賀川・事前防災・行動計画いわゆるタイムライン案の策定についてでございます。

先の2月定例会におきまして、御報告いたしました、平成26年台風11号を踏まえた今後の出水対応を検討する会の最終とりまとめに盛り込まれましたタイムラインの公表についてでございます。

最終とりまとめを受けまして、国や県、地元市・町等関係機関からなる那賀川事前防災行動計画検討会を設置いたしまして、昨年8月豪雨時の対応状況や水文資料等の調査・分析を行い、那賀川事前防災行動計画いわゆるタイムライン案を去る4月28日に国・県が共同して公表したところでございます。

タイムラインは、水害の発生が予測される場合に、国、県、地元市町等の関係機関や住民が、事前にとるべき行動を時系列で記載したものでございまして、防災・減災対策に有用なものであります。

今後、国、地元市町及び水防団等と連携いたしまして、タイムライン案に基づく防災行動を行うとともに、適宜、見直しをすることによりまして、那賀川流域の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、第5点目です。お手元の資料その3になります。

旧吉野川流域下水道管渠破損事故の復旧完了についてでございます。

この事案につきましては、昨年6月の当委員会において事故発生について報告したものでございますが、昨年5月10日に、国土交通省徳島河川国道事務所が実施をいたします旧吉野川堤防耐震対策工事で打設した鋼矢板によりまして、県が管理する流域下水道の下水管を破損し、破損箇所から大量の河川水が流入したものであります。

幸い、汚水の河川への流出はなく、処理場から排出される処理水や下水道利用者への影響もございませんでした。

事故後の対応につきましては、応急対策として、速やかに仮のバイパス管を設置し、本管の止水工事を実施した後、引き続き、本復旧工事を行いまして、先月末ですべての復旧工事が完了したところでございます。

今後、このような事故が二度と起こらないよう、再発防止の徹底を図ってまいりたいと考えております。

第6点目でございます。お手元の資料その4を御覧ください。

徳島阿波おどり空港の機能強化に関する調査結果の概要についてでございます。

徳島阿波おどり空港では国内定期路線の充実に伴いまして、空港施設が逼迫してきているため、昨年度、一般財団法人地方自治研究機構と共同で徳島阿波おどり空港の機能強化に関する調査研究を行ったところでありまして、その結果の概要をまとめさせていただいております。

現行施設の課題につきましては、東京線の増便等によりまして、ボーディングブリッジ2基での対応に限界がきているほか、国際チャーター便就航時には仮設の設備により、出入国手続きを実施しておりますが、手続きのためのスペースが狭く、トイレも不足し、訪日外国人旅客に不便をかけている状況にあります。

これらの課題を受けまして、空港機能強化のあり方として、航空機を同時に3機受け入れることのできる施設の整備や、国際便対応機能の強化といった基本的な方向を示し、3種類の機能強化策を提示しております。

こうした調査結果を踏まえまして、現在、旅客ターミナルビルを管理運営する徳島空港ビル株式会社をはじめとする関係機関と、現在の旅客ターミナルビルを拡張する案を軸に協議を行っているところでありまして、早期に施設整備のための設計に着手できるよう進めてまいりたいと考えております。

報告事項は、以上でございます。

引き続き、この後、各課長及び所長から、それぞれの所管事項につきまして、御説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

桑村県土整備政策課長

県土整備政策課の所管事務の概要につきまして、御説明申し上げます。

説明資料の16ページをお開きください。

組織につきましては、記載のとおりでございます。3担当、職員29名で事務を行っております。

次に、17ページを御覧ください。

県土整備政策課の事務分掌につきましては、県土整備部の政策調整を担当する政策調整担当など3担当であり、部内の総括的な事務を行っているところでございます。

次に、18ページをお開きください。

平成27年度の歳入歳出予算でございます。表の最下段の左を御覧ください。

一般会計予算として、53億1,396万円を計上いたしております。

次に、19ページを御覧ください。

繰越明許費の状況につきましては、土木企画調整事業費におきまして、2億1,175万5,000円の繰越予定額を御承認いただいているところでございます。

最後に、重点事業といたしまして、公共事業の一層の透明性を確保し、これまで以上に事業の重点化・効率化を図るために、公共事業評価制度を積極的に運用するとともに、官

民協働での事業展開として、土木施設アドプト支援事業を推進してまいります。

以上で、県土整備政策課の所管事務の説明を終わらせていただきます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

九十九建設管理課長

続きまして、建設管理課及び建設業振興指導室の所管事務の概要につきまして、御説明を申し上げます。

説明資料の22ページをお開きください。

まず、組織でございますが、記載いたしておりますとおり、建設管理課に2担当、建設業振興指導室に2担当、職員24名で事務を行っております。

各担当の事務分掌につきましては、23ページに記載のとおりでございます。

次に、24ページをお開きください。

2、平成27年度の歳入・歳出予算の総括でございますが、一般会計予算といたしまして、土木総務費及び建設業指導監督費として、合計1億2,486万2,000円を計上しております。

次に、4、繰越明許費の状況でございますが、計画調査費及び建設業指導監督費につきまして、先の2月定例会におきまして、合計1,935万円の御承認をいただいております。

次に、25ページを御覧ください。7重点事業でございますが、入札制度改革の推進につきましては、公共工事の入札における競争性・透明性・公平性を確保しつつ、インフラの品質やその担い手を確保するため、入札・契約制度の不断の見直しを行ってまいります。

また、県内企業への優先発注及び県内産資材の原則使用の推進につきましては、県内建設企業への優先発注、及び県内産資材を使用した工法の採用や、県内産資材の原則使用を推進してまいります。

次に、建設産業の担い手の確保・育成につきましては、広く県民に建設産業の魅力を発進し、建設産業の担い手の確保・育成に努めてまいります。

また、環境に配慮した公共事業の推進につきましては、自然との共生や、ゆとりとうるおいのある環境づくりに配慮した公共事業を推進してまいります。

さらに、ユニバーサルなまちづくりの推進につきましては、とくしま公共事業ユニバーサルデザイン推進プラン等に基づき、全ての人が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進してまいります。

以上で、建設管理課及び建設業振興指導室の所管事務の説明を終わらせていただきます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

掛田用地対策課長

それでは、用地対策課の所管事項の概要につきまして、御説明申し上げます。委員会資料28ページをお開きいただきたいと思います。

組織につきましては、記載のとおり、当課は用地戦略担当、土地利用推進担当の2担当、土地開発公社、県職員含めまして12名で所管する業務を行っております。

次に29ページを御覧ください。

当課におきましては、公共用地の取得、及び土地利用に関する事務等を行っております。

詳細につきましては、資料記載のとおりでございます。

30ページをお開きください。

平成27年度の歳入歳出予算でございます。

資料記載のとおり、一般会計予算といたしまして5,455万7,000円、公用地公共用地取得事業特別会計といたしまして9億7,601万6,000円を計上いたしております。

次に、31ページの4、繰越明許費の状況でございます。

公用地公共用地取得事業費について、先の2月定例会におきまして、7億1,928万6,000円の議決をいただいております。

5、債務負担行為の状況についてでございます。

徳島県土地開発公社の開発事業資金に対する債務補償、及び用地取得等契約に伴う支払い債務につきまして、それぞれ25億円、及びその金利を限度額として御承認をいただいております。

32ページをお開きください。

最後に、7重点事業についてでございます。

一般公共事業の円滑な推進を図るため、用地取得を積極的かつ計画的に進めてまいります。

また、国土利用計画法に基づきまして、土地売買等の届出の審査や基準地価格の調査公表等を通じまして、土地の有効利用と適正な地価の形成を図ってまいります。

以上で、用地対策課の所管事務の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

久保道路整備課長

続きまして、道路整備課の所管事務につきまして、御説明させていただきます。

説明資料34ページをお開きください。

まず、当課の組織につきましては、記載のとおりでございます。4担当、職員30名で所管事務を行っております。

説明資料35ページから36ページを御覧ください。

当課の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

次に、説明資料37ページを御覧ください。

平成27年度歳入歳出予算でございますが、左から2番目のAの列、一番下の計の欄に記載のとおり、一般会計で、108億5,299万3,000円を計上しております。

38ページをお開きください。

継続費の状況でございますが、出合大橋上部工架設事業につきまして、記載のとおり継続費を設定しております。

次に、38ページから39ページを御覧ください。繰越明許費の状況でございますが、緊急地方道路整備事業費等で、110億9,151万8,000円を、平成27年2月議会において御承認いただいております。

次に、債務負担行為の状況でございます。道路局部改良事業工事請負契約ほか3件につきまして、それぞれ限度額の欄に記載いたしました額の債務負担行為を設定しております。

40ページをお開きください。重点事業でございます。

まず、（１）道路整備に係る企画・調整に関する事業といたしまして、道路整備を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、防災・減災対策など、国道、県道等に関する取組につきまして、総合的な企画調整を行うこととしております。

次に、（２）道路改築事業では、主要道路の改良、橋りょうの整備、舗装の新設等を行い、交通安全及び地域経済の発展に寄与するよう推進に努めております。

（３）緊急地方道路整備事業では、国の交付金によりまして、社会資本の整備その他の取組に関する計画に基づきまして、道路の改良・舗装、橋梁等の整備・修繕等を実施しております。

（４）道路局部改良事業では、国庫補助事業と組み合わせて道路改築事業を行うほか、小規模な事業区間で線形不良、幅員狭小等による交通障害箇所の解消に努めております。

（５）交通安全対策事業おきましては、交通弱者の安全と道路交通の円滑化を図りまして、道路事故防止のための交通安全施設の整備を推進してございまして、特に通学路等の交通安全の確保を重点的に実施してございます。

最後に、（６）橋りょう修繕事業でございます。橋りょうの良好な維持を図るため、小規模橋りょうの老朽化対策や震災対策を実施してございます。

以上で、道路整備課の所管事務の説明を終わらせていただきます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

木具都市計画課長

続きまして、都市計画課の所管事務の概要について、御説明を申し上げます。

説明資料42ページをお開きください。

まず、組織でございますが、記載のとおり、3担当21名で事務を行っております。

各担当の事務分掌につきましては、43ページに記載のとおりでございます。

44ページをお開きください。

本年度の歳入歳出予算の総括でございますが、一般会計予算におきましては、表の最下段、左から2番目の欄に記載のとおり、16億3,966万円を計上してございます。

次に、45ページを御覧ください。

繰越明許費の状況でございますが、先の2月議会におきまして、21億4,665万3,000円の繰越限度額の御承認をいただいております。

46ページをお開きください。

債務負担行為の状況でございますが、街路事業及び公園事業につきまして、それぞれ5億及び2億円を限度額として、債務負担の御承認をいただいております。

次に、重点事業についてでございます。

まず、1点目は街路事業でございますが、都市基盤となる道路網の整備を図り、都市内の交通混雑の解消や活力にあふれる市街地の形成に資するため、徳島東環状線等の放射・環状線道路について重点的に整備をすることとしてございます。

2点目は鉄道高架事業でございますが、徳島市内の渋滞緩和や鉄道で分断されたまちの一体化に大きな効果が期待できることから、その推進に努めているところでございます。

3点目は公園整備事業でございます。県民がのびのびと心豊かな生活が送れることを目指し、鳴門大塚スポーツパークをはじめ、南部健康運動公園、西部健康防災公園におきまして、公園施設の充実を図ってまいります。

以上で、都市計画課の所管事務について説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

渡邊住宅課長

続きまして、住宅課及び建築指導室の所管事務の概要につきまして、御説明申し上げます。

説明資料の48ページをお開きください。

組織につきましては、記載のとおりでございます。当課は、企画・木造住宅担当、県営住宅担当、建築指導室指導・宅建担当及び同建築安全・耐震化担当の、職員26名で所管事務を行っております。

次に、49ページをお開きください。

当課の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

次に、50ページをお開きください。

当課建築指導室の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

次に、51ページを御覧ください。

本年度の歳入歳出予算でございますが、一般会計で11億8,034万円、県営住宅敷金等管理特別会計で8,605万2,000円を計上いたしております。

次に、52ページをお開きください。

繰越明許費の状況でございますが、住宅管理費で1,139万6,000円、住宅建設費で1億6,028万5,000円を2月議会におきまして御承認いただいております。

次に、53ページをお開きください。

重点事業でございますが、第1点は、県営住宅の大規模改修工事等を実施することにより、長寿命化を推進するとともに、良質な住環境の形成、居住水準の向上、高齢社会に対応した住宅ストックの形成を図ってまいります。

第2点は、良好な居住環境の形成を図るため、地域固有の問題に対応して、景観、環境、安全等に配慮した居住環境の整備等を推進してまいります。

第3点は、高齢社会が進む中、良質な賃貸住宅の供給を推進し、高齢者が安心して暮らせる住まいづくり・住宅市場整備を推進してまいります。

第4点は、地震発生時に倒壊等の危険がある住宅の耐震化を促進するため、木造住宅耐震化促進事業等を実施してまいります。

第5点は、建物の安全性等の確保を図るため、建築基準法の適正な執行を推進するとともに、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図ってまいります。

第6点は、不動産の購入者等の利益の保護及び不動産の流通の円滑化を図るため、不動産の適正な運営及び不動産の取引の公正を確保するための施策を実施することにより、

不動産業の健全な発展を促進してまいります。

以上で、住宅課及び建築指導室の所管事務の説明を終わらせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

松田 営繕課長

営繕課の所管事務の概要につきまして、御説明申し上げます。

説明資料56ページをお開きください。

まず、組織につきましては、長寿命化技術、建築、設備の3担当、職員15名により、事務を行っております。

次のページを御覧ください。

事務分掌につきましては、資料に記載のとおりでございます。

58ページをお開きください。

本年度の歳入歳出予算でございますが、一般会計予算として、295万1,000円を計上いたしております。

重点事業につきまして、59ページに記載しております。第1点目は、効率的な工事の執行についてでございます。

工事の執行に当たりましては、事業主管課と計画の早期から協議を行い、施設の特性に合わせた工期の設定など、適正な工事の執行に努めてまいります。

2点目は、耐震診断及び耐震改修の促進についてでございます。

とくしまゼロ作戦課及び各事業主管課と連携しながら、計画的な耐震改修の促進に努めてまいります。

3点目は、庁舎等公用公共施設の長寿命化対策の推進についてでございます。

管財課及び各事業主管課と連携を図り、庁舎等の長寿命化対策の推進に努めてまいります。

営繕課の所管事務の説明は以上でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

北川 河川整備課長

続きまして、河川整備課及び水資源・流域振興室の所管事務の概要につきまして、御説明申し上げます。

お手元の資料の62ページをお開きください。

まず、組織でございます。河川整備課に3担当、水資源・流域振興室に2担当、職員30名で事務を行っております。

次に、63ページを御覧ください。

事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

65ページをお開きください。

平成27年度の歳入歳出予算の総括でございますが、一般会計といたしまして、河川改良費等、25億4,678万4,000円を計上いたしております。

また、3、継続費の状況につきまして、該当がございません。

次に、66ページを御覧ください。

繰越明許費の状況でございます。

先の2月議会におきまして、総合流域防災事業等で、31億6,327万5,000円の繰越限度額につきまして、御承認をいただいております。

67ページを御覧ください。

5債務負担行為の状況でございます。

先の2月議会におきまして、総合流域防災事業等で、4億8,000万円の債務負担行為限度額につきまして、御承認をいただいております。

続きまして、68ページを御覧ください。

7重点事業でございますが、1点目は、河川改修事業でございます。

治水機能の向上及び河川環境の改善を図るため、床上浸水対策特別緊急事業、広域河川改修事業、総合流域防災事業等を実施してまいります。

2点目は、地震・高潮対策事業でございます。

南海トラフ地震により被害が想定される地域について、災害の未然防止を図るため、地震・高潮対策河川事業を実施してまいります。

3点目は、河川特殊改良事業でございます。

国庫補助事業採択基準外の工事で、短期間に事業効果が発揮できることを条件として、災害の未然防止を図るため、計画的に河川の改良工事を実施してまいります。

4点目は、海岸保全事業でございます。

海浜の安定を図るため、海岸侵食対策事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業を実施してまいります。

5点目は、直轄河川改修事業等の促進についてでございます。

吉野川水系及び那賀川水系河川整備計画に基づく、直轄管理区間における無堤地区の解消や内水対策などの河川整備をはじめ、長安ロダム改造事業を国と連携して推進してまいります。

6点目は、水資源の有効活用についてでございます。

渇水に備え、限られた水資源の有効活用を図ってまいります。

7点目は、ダム管理についてでございます。

適切なダム管理に努めるとともに、管理施設の保守・点検、改良などにより機能の維持・増進を図ってまいります。

以上で、河川整備課及び水資源・流域振興室の所管事務の説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

大和砂防防災課長

続きまして、砂防防災課の所管事項の概要につきまして、御説明申し上げます。

お手元の説明資料の70ページをお開きください。

組織につきましては、記載のとおり、3担当体制の14名で事務を行っております。各担当の事務分掌につきましては、71ページに記載のとおりでございます。

次に、72ページをお開きください。

本年度の歳入歳出予算でございます。

一般会計予算といたしまして、79億3,676万4,000円を計上しております。

73ページを御覧ください。

繰越明許費の状況でございます。

先の県議会2月定例会におきまして、通常砂防事業等で、47億7,502万8,000円の繰越限度額につきまして、御承認をいただいております。

次に、74ページをお開きください。

債務負担行為の状況でございます。河川等災害関連事業及び河川等施設災害復旧事業に係る工事請負契約に対し、それぞれ1億円及び10億円を限度額として債務負担の御承認をいただいております。

続きまして、当課の重点事業についてでございます。

1点目の通常砂防事業につきましては、流域における荒廃地域の保全及び土石流危険溪流等における土砂災害を防止するため、砂防堰堤等の工事を実施してまいります。

2点目の地すべり対策事業につきましては、地すべりにより人家、公共施設に被害が及ぶ恐れが大きい地区等において、横ボーリング、水路工等の工事を実施してまいります。

3点目の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、急傾斜地の崩壊による災害から人命等を保護するため、擁壁工等の工事を実施してまいります。

4点目の総合流域防災事業につきましては、土砂災害の恐れのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅の新規立地抑制等のソフト対策として、土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査を実施してまいります。

以上で、砂防防災課の所管事項について御説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

酒井水・環境課長

続きまして、水・環境課の所管事務の概要につきまして、御説明申し上げます。

お手元の説明資料76ページをお開きください。

まず、組織でございますが、記載しておりますとおり、職員総数は11名でございます。経営企画・浄化槽担当及び下水道担当の2担当で事務を行っております。各担当の事務分掌につきましては、77ページに記載のとおりでございます。

78ページをお開きください。

本年度の歳入歳出予算についてでございます。

一般会計予算といたしまして5億6,336万円を、特別会計予算といたしまして8億6,860万1,000円を、計上いたしております。

79ページを御覧ください。

繰越明許費の状況でございますが、一般会計で、584万2,000円、特別会計で、3,210万円の繰越限度額につきまして、先の2月議会におきまして、御承認をいただいております。

80ページをお開きください。

地方債の状況でございますが、旧吉野川流域下水道事業について、1億4,800万円を限度額として御承認をいただいております。

次に、当課の重点事業についてでございますが、生活排水対策の総合的な推進といたしまして、下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽などの汚水処理施設の計画的かつ効率的な整備を推進してまいります。

また、旧吉野川流域下水道事業につきましては、旧吉野川浄化センターを適正に管理運営するなど、汚水の適切な処理に今後とも取り組んでまいります。

以上で、水・環境課の所管事務の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

森運輸政策課長

それでは、運輸政策課及び港湾空港経営室の概要につきまして、御説明させていただきます。説明資料82ページをお開きください。

まず、組織につきましては記載のとおり、職員総数32名により事務を執行しております。

次に、当課室の事務分掌につきましては83ページ、84ページに記載のとおりでございます。

次に85ページを御覧ください。

平成27年度の歳入・歳出予算でございます。一般会計予算といたしまして28億6,731万2,000円、特別会計予算といたしまして44億9,860万7,000円を計上いたしております。

次に、86ページをお開きください。

繰越明許費の状況でございます。先の2月定例会におきまして、一般会計で9億1,216万3,000円、特別会計で8,200万円の繰越限度額の御承認をいただいております。

次に87ページを御覧ください。

債務負担行為の状況でございます。

一般会計におきまして、県単独港湾整備事業及び港湾施設災害復旧事業に係る工事請負契約に対しまして、それぞれ5,000万円及び3億円を限度額として債務負担の御承認をいただいております。

次に、地方債の状況でございます。特別会計におきまして、港湾等整備事業及び徳島小松島港沖洲（外）地区整備事業に必要な経費の財源として13億9,300万円の御承認をいただいております。

次に88ページをお開きください。

重点事業でございます。

（1）クルーズ客船寄港促進事業につきましては、外国クルーズ客船の受入態勢の充実・強化と、寄港拡大に向けた戦略的ポートセールスを実施してまいります。

（2）徳島小松島港新規航路開設戦略事業につきましては、徳島小松島港コンテナターミナルの利用促進のため、新規航路開設に向けた支援を行うとともに、新たな貨物を創出するための施策を検討してまいります。

（3）徳島小松島港沖洲ふ頭整備事業につきましては、徳島小松島港沖洲（外）地区におきまして、大型船舶に対応した複合一貫輸送ターミナルの防波堤の延伸やふ頭の整備を

進めてまいります。

（４）徳島小松島港津田地区整備事業につきましては、徳島小松島港津田地区におきまして、四国横断自動車道用地等の用地売却のための諸手続きを進めてまいります。

（５）徳島小松島港沖洲地区二期整備事業につきましては、徳島小松島港沖洲地区におきまして、四国横断自動車道など交通機能用地等の整備を図ってまいります。

最後に、（６）橘港公共用地整備事業につきましては、スポーツ・レクリエーション振興を目的といたしました緑地の整備を進めてまいります。

以上で、運輸政策課及び港湾空港経営室の所管事務の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

岡本交通戦略課長

続きまして、交通戦略課の所管事務の概要につきまして、御説明申し上げます。お手元の資料90ページをお開きください。

交通戦略課の組織につきましては、90ページにございますように、職員総数13名により事務を執行いたしております。

また、担当の事務分掌につきましては、91ページに記載のとおりでございます。

次に、92ページをお開きください。

平成27年度の歳入・歳出予算についてでございますが、一般会計予算として、2億3,491万3,000円を計上いたしております。

次に、93ページを御覧ください。

繰越明許費の状況でございますが、それぞれ繰越理由欄に記載しております事情によりまして、1,823万2,000円の繰越額について、2月議会で御承認をいただいております。

続きまして、交通戦略課の重点事業についてでございます。

鉄道の整備促進等に関する事業につきましては、鉄道ネットワークの維持や利便性の向上について、国や関係旅客鉄道会社に働きかけ、地域住民の交通手段の確保に努めてまいります。

地方バス路線対策に関する事業につきましては、地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の交付により、地域にとって不可欠なバス路線を維持してまいります。

航空輸送体制の整備・充実に関する事業につきましては、県民の利便性の向上や徳島阿波おどり空港の活性化を図るため、航空輸送の充実等について、航空会社への働きかけや関係機関との調整を行ってまいります。

以上で、交通戦略課の所管事務の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

神野高規格道路課長

続きまして、高規格道路課の所管事務の概要につきまして、御説明申し上げます。

説明資料96ページをお開きください。

当課の組織につきましては、記載のとおり、高速道路担当、新直轄・幹線道路担当の2担当、職員13名でございます。

次に97ページを御覧ください。

事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

次に98ページをお開きください。

平成27年度歳入歳出予算額でございますが、一般会計予算といたしまして、3億2,389万7,000円を計上しております。

次に99ページを御覧ください。

繰越明許費の状況でございますが、緊急地方道路整備事業費等で、3億1,425万9,000円を先の2月議会におきまして御承認いただいております。

重点事業につきましては、100ページに記載しております。

まず1点目、高速自動車国道の整備促進といたしまして、四国横断自動車道の徳島JCTから阿南ICまでの間の内、徳島JCTから徳島東IC間につきましては、早期の設計協議妥結と用地取得に努めまして、徳島東ICから阿南IC間につきましては、用地取得や工事を促進することといたしております。

また、高松自動車道と徳島自動車道につきましては、4車線化など社会資本整備の促進に努めてまいります。

次に2点目、地域高規格道路の整備促進といたしまして、徳島環状道路の整備を推進するとともに、阿南安芸自動車道の一部である桑野道路、福井道路につきましては、用地取得に向けて設計説明会の促進、海部道路につきましては、早期事業化に努めることといたしております。

さらに3点目、本州四国連絡高速道路・神戸淡路鳴門自動車道に関する事業といたしまして、本州四国連絡高速道路の更なる利用増進が図られるよう関係府県市等とも連携しながら国等への働きかけを行ってまいります。

また、神戸淡路鳴門自動車道に係る様々な利用促進策を展開することによりまして、地域の活性化を図ることといたしております。

以上で、高規格道路課の所管事務の説明を終わらせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

宮北横断道幹線道路用地推進センター所長

それでは、センターの所管事務の概要につきまして、御説明申し上げます。

説明資料102ページをお開きください。

センターの組織につきましては、記載のとおり、四国横断自動車道の用地取得業務の2担当、職員17名でございます。

次に103ページをお開きください。

事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

次に104ページをお開きください。

平成27年度歳入歳出予算額でございますが、国と西日本高速道路株式会社より用地事務を受託しておりますが、歳入歳出予算につきましては、高規格道路課及び用地対策課に計上されるため、該当ございません。

最後に、重点事業につきましては、四国横断自動車道の新直轄方式区間及び有料道路方

式区間の早期整備に向けて、用地取得の推進に努めてまいります。

以上で、横断道幹線道路用地推進センターの所管事務の説明を終わらせていただきます。
よろしくようお願い申し上げます。

桑村県土整備政策課長

最後に、東部県土整備局の所管事務の概要につきまして、御説明申し上げます。

説明資料 106 ページから 110 ページを御覧ください。

組織につきましては、3庁舎24担当、職員 213 名で所管する業務を行っているところでございます。

事務分掌につきましては、111 ページから 116 ページにそれぞれ記載いたしております。

117 ページを御覧ください。道路街路事業といたしまして、徳島東環状線や一般国道 438 号等の整備を、河川砂防事業等といたしまして、飯尾川や園瀬川等の河川改修事業や檜原谷等の砂防事業等を推進しております。

最後に、港湾事業といたしまして、マリンピア沖洲第 2 期事業等を推進してまいります。

以上で、東部県土整備局の所管事務の説明を終わらせていただきます。

どうぞ、よろしくようお願い申し上げます。

井川委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

岩丸委員

報告ということでいただきました、入札契約制度の改正及び運用の改善ということで、2 ページの地域を支える建設企業の適正な評価の中で、②深夜とか警報発令時、大雪時等に緊急出動を要請され、活動を行った場合に評価して、平成 29 年度の格付けから実施するというのは、今年しても平成 28 年度には反映されないということですか。どうして平成 29 年度からなんですか。

九十九建設管理課長

平成 29 年度からと書いてございますのは、格付けの場合は、その前の 2 年間の実績をもって評価をいたしますので、平成 27 年度、平成 28 年度の実績を平成 29 年度の格付けで評価するという意味でございまして、実質的には今年度の実績から評価していくということでございます。

岩丸委員

わかりましたけど、重点事項でやはり入札契約制度の不断の見直しを行うと書いており、見直ししてそういう評価ができるくらいだったら、ある程度点数でするんだったら、見直

しをした次の年のこの1年間で評価することはできないのでしょうか。2年間は絶対に動かさないということでしょうか。

九十九建設管理課長

二通りのやり方がございまして、例えば、この委員会資料その1の1ページのところの経営事項審査等は国が全国統一的にやることとございまして、これは平成27年度から即やっていくということとございまして。

また、例えば、雇用の場合ですと、建設企業さんにはそういうところが加点されるなら、雇用を進めようかということもあります。事前にそういうことを評価すると予告をしてやってほしいという建設企業さんの御意見もございまして、実態的に今年度、来年度の評価が始まるといものについては、予告的に申し上げてから実施するという方向に基本的にはいたしたいと考えております。

重清委員

最後に東部の説明を受けたんですけど、これはなんで東部だけ政策課長が説明するのか、予算は東部だけが出てくるのか、南部と西部はどうなっているのか、委員会に東部は出てこないのに、予算だけを出すような方向にしたのか、流れを教えてくださいませんか。

桑村県土整備政策課長

東部県土整備局の予算のことにつきまして、御質問いただいております。現在、南部、西部それぞれ総合県民局ということで、局長以下、総合的な行政をするという観点から、それぞれで予算を計上、説明等をしているところです。今回、県土整備委員会で東部だけ説明させていただいたのは、県土整備部で所管させていただいているからです。

重清委員

今までだったら、南部とか総合県民局を作ってそこでやりますけど、委員会には出しませんという話が出ているんですか。今回、東部が出てきているなら、久住局長が次から出てくるんですか。出てこないなら東部の予算はどうするんですか。どういう流れでどういうふうにしようとしているのか教えてください。

戸根県土整備部次長

今回の所管事務の説明は、部の所管事務ということで、東部県土整備局の所管事務を当委員会で御説明させていただきました。予算につきましては、東部県土整備局が直接予算を持っているということではございません。各事業主管課、例えば道路事業でございましたら道路整備課の予算の中に入れてございます。また、河川事業でございましたら河川整備課の中で計上されてございます。それで、東部県土整備局はその配当を受けて執行する機関でございます。ただ部としては、県土整備部の東部県土整備局でございますので、所管事務ということで今回、説明をさせていただいたということとでございます。

重清委員

ですから、東部の予算は出てきますが説明はこっちでやります。南部と西部はやりませんということですか。南部と西部は先に県民局ができたけど、東部だけはできなかった。ところが今回から予算が全体の中に入っているから、東部の予算は委員会に出てきて、南部と西部は出てきません、とういことでいくんですか。

戸根県土整備部次長

南部総合県民局及び西部総合県民局には県土整備部がそれぞれにございますけれども、この県土整備部が執行しております予算につきましても、当県土整備部で計上しております。東部県土整備局と同様に各事業主管課において予算は計上させていただいております。ただ、所管事務といたしましては、それぞれの県民局は当県土整備部から独立しておりますので、当委員会の所管事項説明には入ってございませんけれども、予算といたしましては、各事業主管課の予算に計上させていただいておりますので、御説明、御答弁等につきましては、各事業毎に各事業主管課で御答弁させていただくということになります。

高井委員

別添のその2の資料で那賀川事前防災行動計画のタイムラインをいただいているんですが、これは去年の洪水時のあれを受けて、こういうものを初めて組み立てるようになされたのか、それと、吉野川など同様な検討がなされる予定があるのか教えてください。

北川河川整備課長

タイムラインの全県下の動きといたしましては、危機管理部におきまして、昨年度末、平成27年3月に徳島県豪雨災害等緊急避難行動計画促進指針が示されておりまして、この指針につきましては、自治体の防災体制、住民の安全な避難体制の構築を図るということで、タイムラインの作成を支援するということが策定しております。県下の自治体におきましては、この中で、各市町村はタイムラインを作っていくということになります。ただし、この那賀川流域につきましては、去年の台風11号、12号によりまして、那賀川流域の加茂谷また和食等で戦後最大と言われる水害が発生いたしております。この水害の経験を整備途上、ダムの改良、それから堤防がまだできていないところ多数ございますので、整備途上段階における防災減災対策として、国及び県が先駆けて早急に支援しなければならないということで、実施したものでございます。

高井委員

非常に有益と思いますので、地元の方々もこういったものは良いと思いますので、池田吉野川水系も、非常に影響が全域に大きいので、こういうのを作っていくような方向であればいいなと思っております。

井川委員長

ほかにございせんか。

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。

次に、委員会視察についてであります。

まず、県内視察についてであります。6月定例会終了後、実施することとし、日程や視察箇所等につきましては、私の方で案をつくり、お示ししたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

次に、県外視察の日程については、常任委員会の県内視察及び議会運営委員会の県外視察終了後に実施したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

次に、県外視察の視察箇所についてであります。委員の皆様におかれましては、当委員会として調査すべきテーマや視察箇所等がございましたら、早めに正副委員長まで御提案いただき、後日、委員の皆様の御意見も踏まえた視察日程案をつくり、お示ししたいと思っております。このような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（12時48分）